

療養費について

組合員や被扶養者の方が、旅先で急病になり組合員証等(保険証)を提示できなかったときや、治療に必要なコルセット等を作成したときなどは、その費用を全額支払わなければなりません。

このようなときは、後日、当組合に請求することにより組合員証等を使用したときと同じ自己負担割合が適用され、その差額分を療養費(家族療養費)として給付します。

ただし、もともと健康保険法で認められていない治療や、定められた上限額を超える金額などは対象となりません。

なお、請求に必要な診断書(指示書)や領収書などは原本を提出していただくこととなりますので、大切に保管して早めの請求をお願いします。



1 提出書類等

医療の内容	必要な提出書類	注意事項
やむを得ず組合員証等を提示できなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 診療報酬明細書(写し可) または診療報酬領収書明細書 領収書(原本) 	1点=10円で計算した額。それ以外の率や消費税分は対象外。 美容目的や保険外の材料・投薬等は対象外。 自らが望んで受診した保険対象外の医療機関での診療は対象外。
コルセットやギプス等治療用の補装具を作成したとき	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 治療上必要である旨が明記された医師の証明書等(原本) 領収書(原本)および補装具の明細書(原本) 	厚生労働省の認可を受けているもの。 柔道整復師の指示によるものは対象外。 靴型装具を作成した場合は、装具の写真を添付。
四肢のリンパ浮腫治療用の弾性着衣を購入したとき	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 装着部位・手術日等が明記された医師の装着指示書(原本) 弾性着衣等を購入した際の領収書または費用の額を証する書類(原本) 	30mmHg未満の着圧や弾性包帯の場合は指示書にその旨と理由の記載が必要。 一度に購入する弾性着衣等は装着部位ごとに2着を限度とし、再購入は前回の領収日より6ヵ月経過後。 給付上限額あり。
はり・灸・あん摩・マッサージ等の施術を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 医師の証明書または同意書(原本) 各月ごとの施術内容のわかる領収書(原本) 	医師の指示、同意により施術を受けた場合のみ給付対象。 単なる疲労回復や癒し目的等の施術は対象外。
海外で医療を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 診療内容明細書(訳文添付) 領収書(原本)(訳文添付) 調査に関わる同意書 渡航の事実を確認できる書類 	療養目的で渡航した場合は対象外。 日本国内での健康保険の基準を適用し算定した額が上限。
生血の輸血を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 領収書(原本) 輸血証明書(原本) 	親子、夫婦、兄弟等の親族から血液を提供されたときは対象外。
9歳未満の小児が治療用眼鏡を作成したとき	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 弱視、斜視、先天性白内障などで治療用眼鏡の装着が必要な旨が明記された医師の証明書または指示書(原本) 治療用眼鏡と明記された領収書(原本) 	再作成は5歳未満の小児の場合は1年以上、5歳以上の小児の場合は2年以上経過後。 アイパッチ・フレネル膜プリズムは対象外。 給付上限額あり。
治療用コンタクトレンズを購入したとき	<ul style="list-style-type: none"> 療養費等請求書 輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズの装着が必要な旨が明記された医師の証明書または指示書(原本) 治療用コンタクトレンズと明記された領収書(原本) 	スティーヴンス・ジョンソン症候群および中毒性表皮壊死症の眼後遺症が対象。 再購入は前回の領収日より5年経過後。 給付上限額あり。
病気やケガの治療のため、入院または転院しなければならないとき(移送費)	<ul style="list-style-type: none"> 移送費等請求書 移送承認申請書(原本) 領収書(原本) 	患者が移動困難な状態にあり、かつ緊急その他やむを得ないものであると医師が認めた場合のみ対象。

2 請求方法

共済事務担当課へ書類を提出してください。(任意継続組合員の方は、当組合へ直接請求してください。)

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413